

「公正会」による民間社会教育事業と 銚子の近代化におけるその意義

湯澤 規子・高橋珠州彦

I はじめに

現在の銚子市新生町には銚子地域を特徴づけてきた1つの要素として挙げられる、ヤマサ醤油株式会社の工場群が立地している。それら工場群の正面玄関と向かい合う位置に、モダンな鉄筋コンクリート二階建ての建築物が建っている（写真1）。この建物は大正14年（1925）に建設された公正会館であり、戦前戦後を通じて銚子地域における社会教育活動の拠点ともいべき存在であった¹⁾。

第二次世界大戦以前において公正会館を通じて社会教育を実施したのは「公正会」であった。「公正会」とは、大正13年（1924）8月1日にヤマサ醤油株式会社社長、濱口梧洞²⁾（十代目儀兵衛）によって設立された社会教育団体である。公正会によって教養の向上を目的として、銚子町を中心とした二町三ヶ村に及ぶ地域において総合社会教育の実施が始められた³⁾。

本報告では、民間社会教育事業としての公正会

の設立経緯をふまえた上、公正会を通して教育機会を得た銚子地域の人々の経験や、その後の人生を追跡的に検討することを通して、その事業展開を跡づけることを目的とする。さらに本報告では、ヤマサ醤油株式会社とそれによって設立された公正会が、大正から昭和戦前期の銚子地域において、どのような意義を有していたのかを予察的に検討する。

公正会に関する既往の研究としては管見の限り、社会教育学において特に地域社会教育史研究という立場から検討した手打による一連の論稿が存在するのみである⁴⁾。地域社会教育史研究は、それぞれの地域の社会教育の個性的・創造的な展開が、いかなる要因によって支えられてきたのかを問い合わせ、それらを地域の歴史的・社会的条件にも配慮しつつ明らかにするという点で⁵⁾、歴史地理学における問題意識と共通する側面をもつ。本報告では手打の成果に学びつつ、公正会の存在が当時の銚子地域や、地域に暮らす人々にとってどのような意義があったのかを問うことで、教育を1つの指標として時代や地域の特徴を考察することにしたい。

地理学において教育を指標として地域を捉えたものは多いとはいえないが、養蚕業地帯における地域住民の読み書き能力が企業者精神の素地となり、それが地域的条件として重要であったことを指摘した千葉の成果が注目される⁶⁾。また、銚子地域における事例調査としては、女性の教育経験は地域の実情と密接に関わる指標であるとした村上の成果がある⁷⁾。

ところで、公正会に関してはその存在と地域における重要性が指摘されながらも一次的な史料の不足により、より具体的な検討が困難とされてき



写真1 公正会館（現銚子市公正市民館）
(2004年1月、湯澤撮影)

た。しかし、我々は今回の調査過程において、現銚子市公正図書館に所蔵されている公正会関係文書を整理、閲覧する機会を得た。本報告ではそれらを分析するとともに、大正～昭和戦前期において公正会を介して教育機会を得た人々に対する聞き取り調査を実施することを主たる研究方法とした。

具体的には、まず第Ⅱ章において公正会が設立された背景と経緯を概観する。次に第Ⅲ章において大正～昭和戦前期の銚子地域における教育状況を提示したうえ、銚子地域における公正会の相対的位置づけを明らかにする。それを踏まえて次に、公正会の事業展開を概観する。第Ⅳ章においては、特に公正図書館とその利用者、公正学院と呼ばれる夜間学校における学生の属性や卒業後の進路を追跡的に検討する。それを受け第Ⅴ章では、公正会が社会事業を展開した時代的背景や地域全体の動向に視野を広げることで、公正会が銚子地域にとってどのような意義があったのかという点に言及したい。

II 公正会の設立

濱口梧洞は自身がヤマサ醤油の経営に復帰してから10年目の大正13年（1924）に、自身の祝いと銚子市民への謝恩の意味をこめた社会事業を営みたいと考えた。梧洞は当初、地域にとって公益質屋や公衆浴場などの整備が有用と考えていたが、より銚子市民の将来に意をもつて、その開発啓蒙に資する施設の方が積極的であり、文化的ではなかろうかと再考し、公正会を設立したといわれている⁸⁾。梧洞による寄付金は三十万円であった。昭和8年度においてでさえ、銚子市の当初予算額は二十九万余円であったということを考慮すれば⁹⁾、当時の三十万円がどれほどの意味をもっていたかが想像できる。

公正会の発足にあたっては、銚子地域の有力者43名が理事・評議員等として名を連ねていた¹⁰⁾。その中で職業が判明した34名の職業構成をみてみると、貴族院・衆議院議員3名、県会議員、町村

長6名、学校長5名、ヤマサ・ヒゲタ社員4名、商人5名、地主2名、教員2名、医師1名、僧侶1名、材木店1名、漁業1名、質屋1名、郵便局長1名、濱口儀兵衛秘書1名という内訳であった。また、聞き取りによれば、理事会を構成した役員12名の内、紀州出身者が少なくとも4人含まれていた¹¹⁾。

公正会は後述するように図書館や学校など、市民に開かれた文化事業を展開するが、設立にあたっては大阪の市民館や滋賀県長浜の図書館、両国の図書館等が参考にされた¹²⁾。財團法人の設立は大正14年（1925）に完了したが、その後直ちに施設の建設が始まり、翌15年（1926）4月に竣工、公正会館と命名して開館された。場所は銚子町イの502番地であった。同所は通称新生田圃と呼ばれ、銚子町の中心街から見れば裏通りであったが、大正12年（1923）に濱口商店が近代的な煉瓦造りの本店事務所を建設していたので、いわば開発途上の通りであったといってよい。公正会館は鉄筋コンクリート二階建てであり、低い石の柵に囲まれた植え込みのある前庭がゆったりと取られていた¹³⁾。建築面積は286坪、一階は図書館・教室・事務室として、二階は約500人を収容することが可能なステージ付きのホールになっていた。公正会館は当時の銚子において、ひときわ異彩を放つものとなつた¹⁴⁾。

III 銚子における大正～昭和戦前期の教育環境と公正会の位置づけ

1) 民間社会教育団体としての公正会

碓井は「わが国の社会教育は、ほとんど徒手空拳の精神教化運動におわって、そのための独自の施設を用意することなく、社会教育団体の利用におわっていたし、社会教育組織化の担い手を欠如させていたため、欧米のごとくたとえば寄宿制カレッジや民衆図書館のような民間の力による施設設置運動をともなうこととなかった」と指摘している¹⁵⁾。『千葉縣教育史卷五¹⁶⁾』には大正後期から昭和初期の社会教育状況について検討した章が

設けられているが、その中で取りあげられているものは、青年団、青年訓練所、社丁教育、図書館に限られている。これらは主に文部省による教育政策を受けた地方教育の展開であったことができ、碓井の指摘通り、いわば公立の社会教育の展開が中心であったという印象を受ける。

一方、手打は前述のような碓井の指摘をふまえたうえ、市町村レベルまでおりてみれば、こうした指摘では説明しきれない動きがあったとして、公正会を取りあげている。公正会の主な事業内容としては、職業教育の普及充実、成人教育、図書館の普及充実を目的として、公正会館の中に「公正図書館」、夜間の実業学校として「公正学院」、その他に公正会館の講堂、集会室を使用した講演会や講座を開設したことが挙げられる。手打はこのような公正会の活動が、「公正図書館」、「公正学院」、公正会館を会場とする講演会や講座が三位一体となって進められたことに、社会教育史上での特徴が見出されるとした¹⁷⁾。『続鎌子市史Ⅱ 昭和後期』は、現在の公民館活動に比べて、勝るとも劣らない社会教育活動が民間の手によって行われていたとして、公正会の活動に言及している¹⁸⁾。公正学院は働く青少年にその対象は限定されていたが、図書館事業とその他の公正会館主催事業は一般住民を対象としたものであり、今日的な社会教育活動に相当すると解釈されている。

2) 中等教育への志向と公正学院の役割

ここでは公正会による社会教育事業の中でも特に、働く青少年の教育機会として設立された公正学院を事例として、その位置づけを検討してみたい。公正学院が鎌子地域における唯一の教育機会であったわけではないことは無論であり、公正会の事業展開の役割のみを強調することは本報告の意図するところではない。そのためここではまず、鎌子における当時の教育環境を復原したうえで、公正学院の相対的位置を確認してみよう。

公正学院への出願資格が「高等小学校卒業者又はこれと同等以上の学力及年齢の男子¹⁹⁾」に与えられていたことから、公正学院は地域における男

子中等教育の一部を担ったといってよい。

明治24年（1891）、中学校令が改正され、県立尋常中学校の複数設立のほか、都市町村立校の設置が認められると、農業・工業・商業などの実業学校や高等女学校の設立が認められ、中等教育の拡充・多様化が図られた²⁰⁾。県内各地域の名望家層が地域の指導者育成のための中等教育の拡充・充実を求めたことを背景として、明治後期には中学校の増設が相次いだ。また、実業学校の増設は、日露戦争後の日本の経済発展に伴う社会的要請がその前提にあったといわれるが、工業系の実業教育はほとんど欠落していた状況であった。そのような動向の中で、明治34年（1901）に鎌子町のヤマサ醤油会社が醸造に従事する職工を対象とする夜学校を開設した。工場が拡張され、職工が増加した明治39年（1906）には、工場構内に校舎を新設し、夜間の職工補習学校に改編した²¹⁾。この学校が基礎となり、後に働く青少年を対象とした公正学院が設立された²²⁾。

明治中後期から大正期、特に1880年代後半から90年代において、中等教育程度の教育を志向する私立学校もまた県内各地域に次々と設立されたが、これらの諸学校は発足当初、すべて各種学校の扱いを受けた。「千葉県学事年報」で報告された各種学校数は明治19年（1886）には37校であったが、明治27年（1894）には51校に達した。濱口の意向がどの程度、県内外の社会的な動向を反映していたかは定かではないが、少なくとも中等教育への志向が高まりつつある気運の中で、公正学院も設立されたといえよう。

第1表は、大正6年（1917）に刊行された『海上郡史』をもとに、鎌子地域の中等教育にかかる各教育機関を示したものである。郡立学校としては鎌子実科高等女学校と旭農学校があり、県立学校として鎌子商業学校があった。鎌子地域の農村部における聞き取り調査では、村内の有力な家の子弟は旭農学校に進学していたことが確認されている。鎌子商業学校は、商家が多数を占める鎌子において男子の中等教育を担う存在であった²³⁾。その他、鎌子地域における子弟の一部は行

第1表 大正期における銚子の教育環境

分類	学校名	所在地
實業補習学校	町立本銚子實業補習學校	本銚子町
	村立瀧鄉農業補習學校	瀧鄉村
	町立飯岡實業補習學校	飯岡町
	村立豊岡實業補習學校	豊岡村
郡立学校	郡立銚子實科高等女學校	銚子町柳町
	郡立旭農學校	旭町太田
縣立学校	縣立銚子商業學校	銚子町今宮
私立学校	私立海上高等普通學校	喫村高生
	私立銚子裁縫女學校	銚子町イの 84番地
	私立秀蘭裁縫女學校	旭町
	浜口釀造部夜學校	銚子町イの 499番地ヤマ サ第二釀造 場内
	私立新川英和學舎	旭町太田

（『海上郡史』657-664頁により作成）

政域を越えて千葉県立佐原中学校に進学したことが想定される。私立学校に目を向けると、濱口釀造部夜学校が存在していることが確認される²⁴⁾。この他、実業補習学校として4校が存在していた。大正初期において、公正会はまだ存在していないが、少なくともこのような教育環境の上に公正学院が新たに位置づけられたことがわかる。

千葉県の教育史上では、昭和8年（1933）当時、公正学院は各種学校に位置づけられていた。各種学校は、①中学校に類するもの10校、②実業学校に類するもの1校、③その他の各種学校57校に分けられ、公正学院はその他の各種学校に含まれていた。公正学院に関する記載によれば、学級数が3学級、教員数が9名、生徒数が42名であった。各種学校は教育史上において「いずれも規模小にして施設概ね不完全なれども、公私立の中学校、高等女学校に入學し得ざる地方青年男女教養に寄與貢献して居ることは頗る大なるものがある」ものとして位置づけられていた²⁵⁾。

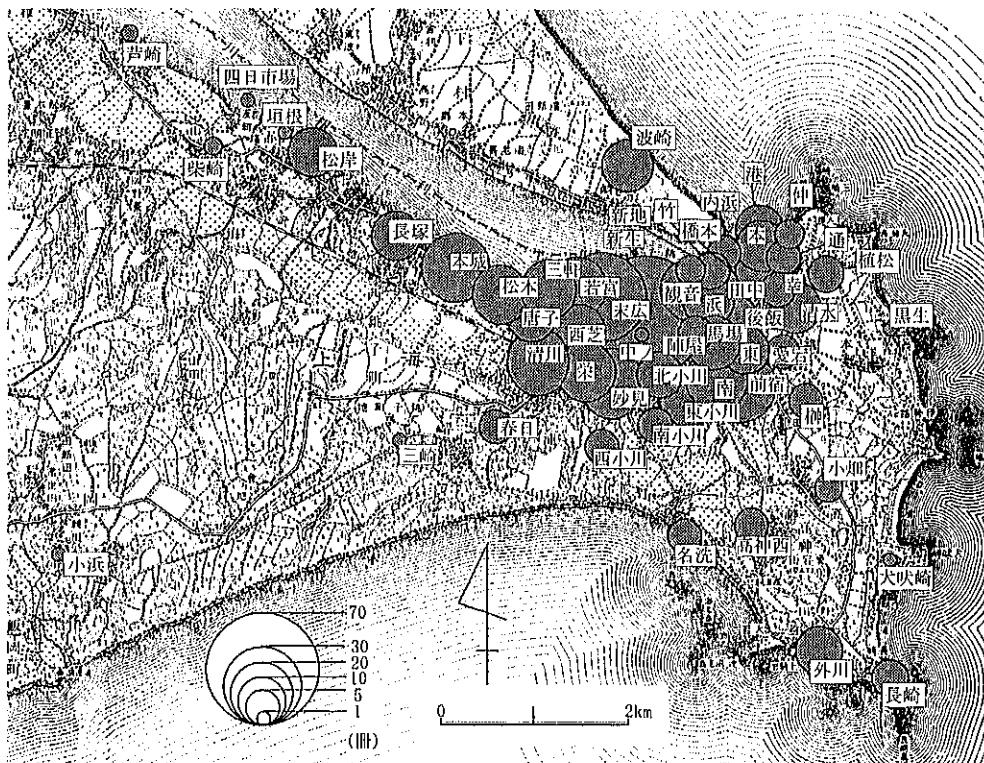
IV 事業展開と利用者像からみた公正会の特徴

1) 公正図書館とその利用者

ここではできる限り具体的な史料から、特に公正図書館と公正学院の展開を追ってみたい。

『財團法人公正會事業概要』によれば、公正図書館は、大正15年（1926）5月1日に設立されたことがわかる。またそこには、醤油釀造業と漁業が中心的産業であった当時の銚子地域において、4千冊の蔵書をもって図書館が開設されたことは地域住民にとって目新しかった筈であるということも言及されている。『千葉縣教育史卷五』によつて昭和初期の銚子における図書館設置状況をみると、昭和8年（1933）において銚子市には公立の図書館が3、私立の図書館が2あり、公正会は後者に含まれていたことが確認される。同年において、銚子市立の中央図書館と公正図書館を比較すると、蔵書数や経費、職員数はいずれも中央図書館の約10倍であり、閲覧人員は約2倍となっていた。昭和17年（1942）頃になると、蔵書は1万冊に及び、年に1万人の銚子周辺住民が閲覧する状況となった。閲覧室は3室あり、自宅では本を読む机もない大方の人々にとって、明るい洋室のテーブルで読書する気分は格別に感じられた。開館時間は毎日午後1時から9時までであったため、昼間働く人々も利用することができた²⁶⁾。

公正図書館の特色は、第一に「恰も自分の書齋の様に、自由に萬巻の書籍を自ら選んで閲覧することが出来る」公開式経営にあり、第二に「一般社會人の中で、圖書館へ来て讀書する餘裕を持つ人はそれ程多くはないので」帶出式閲覧方法を実施している点にあった。昭和15年（1940）から18年（1943）までの帶出圖書整理簿によって、利用者の居住地を図示すると第1図のようになる。この整理簿がどの程度厳密に記録されたものであるかが不明であるため信憑性に疑問が残るが、利用者に関する直接的な史料を得ることが困難であるだけに、利用者に関するある程度の傾向を把握するためには有効であると判断した。これをみると、銚子町、本銚子町に含まれる地域の利用者が



第1図 帯出図書冊数からみた公正図書館利用者の分布
 (明治39年発行5万分の1地形図「銚子」、『帶出図書整理簿』により作成)
 注) 町村名不明などにより分布が示せなかつたものが50冊ある。

多いことがわかる。周辺地域への帶出図書数が少ないが、その点を補う役割を担ったのが、公正図書館による配本制度であった。公正図書館では銚子地域を銚子町、本銚子町、西銚子町、高神村、豊浦村を8区に分けて1ヶ月に3度ずつ各区を巡回する配本を行っていた。昭和7年(1932)における、配本加入者数を町村ごとに示したものが第2図である。配本加入者については昭和7年(1932)の1ヶ年分しか把握できないため、厳密には証明できないものの、他の地区と比べて遠方に位置する高神村の加入者が比較的多いことがわかる。

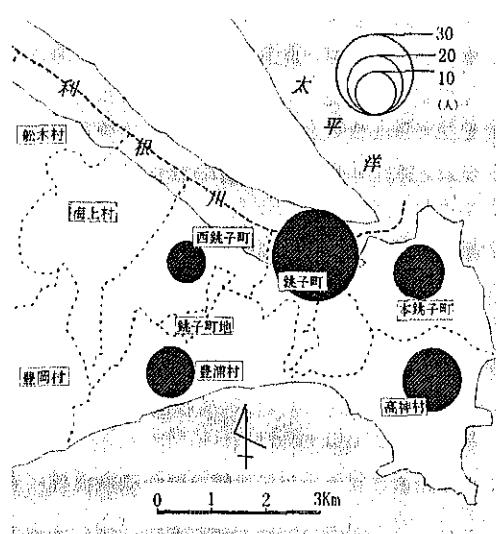
その他「公正図書館は例年通り七月二十三日から八月二十三日迄九一月海鹿島犬若名洗の三地に海濱文庫を設け利用者二、六一〇名の多きを數へました²⁷⁾」、「第二期中に於ける事業のうち特舉す

べきものとしては、今夏銚子対岸波崎町に海浜文庫を出張開設し、尚同所に於て珠算と習字の講習會を開催致したことであります。この講習會は講習生百六十余名を数へ、未曾有の盛會でした²⁸⁾」という事業報告における記述にみられるように、公正図書館は、海濱文庫と称する季節開設の図書館を設けていた。同年は波崎町の他、銚子地域において海鹿島、犬若の2ヶ所にも海濱文庫が設置された²⁹⁾。県の行政界を越えて、波崎町への出張開設が行われていたことは特筆される。

海濱文庫についての詳細は不明であるが、開設された場所は銚子地域におけるいわゆる漁村に集中していることから、地域的に遠隔であるという理由によるだけでなく、公正図書館が漁村地域における読書の奨励推進を視野に入れて海濱文庫を設けたと考えることもできよう。公正図書館は昭

和8年（1933）10月1日から昭和9年（1934）9月30日までの期間における図書館利用者に関する調査を実施している。公正図書館は利用者を農業・水産業、鉱業・工業、商業・交通業、宗教家・教育家・雑誌新聞記者、官公吏・軍人、学生・生徒、その他、無職という属性に分類し、閲覧者数や読書傾向を調査した（第3図）。昭和10年（1935）における銚子地域の職業別人口割合をみると、第2表のようになる。工業が29%、商業24%、水産業16%、副業者数もふまるとさらに農業従事者人口が高い割合を示すと考えられ、当時の銚子地域はこれら4つの業種がそれぞれ一定の重要性を有しながら展開している状況であった。公正図書館が利用者の地域的偏りを是正しようとした背景には、以上みたような銚子地域の多様な職業構成と職業による図書館利用の偏りを是正しようとした意図があったと考えられる。つまり、公正図書館の事業は地域に密着して展開することを目指したということができよう。

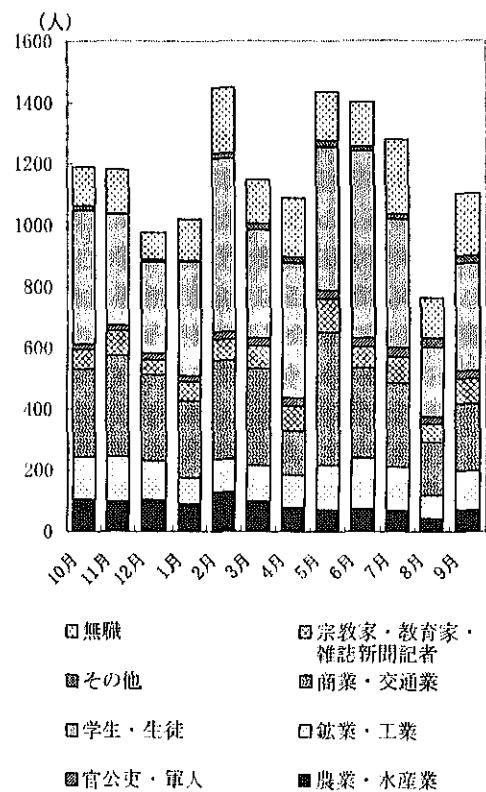
詳細は不明であるが、これら公正図書館の閲覧



第2図 公正図書館における配本制度加入者の分布
（『公正会タイムス』により作成）

者は「公正圖書閲覧者會」を組織し、研究発表を行っていた記録もある³⁰⁾。以上のことをふまえると、図書館として本格的な形態を備えた公正図書館は、昭和前期の銚子の文化向上に裨益するところが大きかったと考えられる³¹⁾。

なお、『公正会タイムス』には以下のような記述が記載されることもあった。



第3図 職業別読書傾向（昭和8年10月1日～昭和9年9月30日）

（「職業別読書傾向調査（昭和8年10月1日～昭和9年9月30日）」により作成）

- 1) 調査対象者は館内閲覧者、一般帶出者、学生帶出者、配本加入者であり雑誌閲覧並びに夏期海濱文庫閲覧者数は省略。
- 2) 開館時間は午後1時より午後9時。
- 3) 毎月第二、第四日曜日、月末日、祝日は定期休館。

嬉しいお傳へ

銚子町濱口儀兵衛氏が今度皆さんのご勉強の為にと申されて、とてもりっぱな児童百科大辞典二十冊を児童室へご寄贈くださることになりました。そしてもう第一巻「動物篇」が参りまして皆さんのごらんになるのをお待ちしてます。かうしたご本を頂いた上はこれを参考にしてウンと勉強しなければなりませんよ³²⁾。

図書館を利用することを通して、地域の人々がどの程度ヤマサ醤油株式会社や濱口を意識していたかについて言及することは困難であるが、少なくとも上記の記事からは、図書の寄贈などによつても、銚子地域の人々が濱口の地域への貢献を意識したことが想定される。

また、公正会の事業報告には「使用十年間のためいたみきつた閲覧者用の椅子の新調を準備しました。その資金を図書館一般利用者の寄附にまつことにしまして十二月現在五十余円になつております³³⁾」という記述がみられる。公正会の運営資金は設立資金であった濱口氏からの寄付金の利子が中心であったとされているが、上記の記載からは、一般利用者からも寄付なども隨時募られ、地

第2表 銚子における職業別戸数並びに人口
(昭和10年)

	本業		副業戸 数(戸)	本業戸数 の割合	本業人口 の割合
	戸数(戸)	人口(人)			
農業	464	3269	1736	4.7%	6.8%
水産業	1542	7573	10	15.7%	15.7%
工業	2517	13809	219	25.7%	28.6%
商業	2166	11813	257	22.1%	24.4%
交通業	449	2090	20	4.6%	4.3%
公務自由業	526	2352	—	5.4%	4.9%
その他有業者	1357	5040	—	13.9%	10.4%
無業	775	2395	—	7.9%	5.0%
総数	9796	48341	2242	100.0%	100.0%

(『銚子市政史』287~288、により作成)

1)「-」は0と同義とみてよいと思われるが、資料の記述に基づいてそのまま記載した。

2) 本業戸数の割合は「本業戸数/総戸数」、本業人口の割合は「本業人口/総人口」で算出し、少數点第2位を四捨五入した。

域住民がその運営を担う側面も少なからずあったということが確認される³⁴⁾。

2) 学生の具体像を通してみた公正学院

a. 職業構成と通学圏からみた学生の属性

公正学院は夜間定時制で商業教育を中心とする教育機関であった。昭和16年(1941)4月に、甲種実業学校に昇格し、公正商業学校と改称した後、昭和22年(1947)3月に廃校となるまで続いた³⁵⁾。授業内容は、経済・商業・簿記・筆算・珠算等、商業教育に関する科目のほか、作文や習字のように日常的な知識や技術に関する科目によって構成されていた。教員は学士レベルの学歴を有するものが中心であり、銚子だけでなく東京からも教師が招かれた。このような教育環境の中で、どのような学生が学んでいたのであろうか。

第3表は昭和15年度に入学した学生67名に関する資料をまとめたものである。以下、本表を基礎資料としながら、公正学院から公正商業学校へ移行する当時の学生の具体像を描き出してみたい³⁶⁾。

「公正会による勤労青少年教育機関としての公正学院の運営は、生徒の多数がヤマサ醤油の従業員である点から、企業内訓練機関としての側面が強かったようである³⁷⁾」という説明に対して、既に手打が事実に反していると指摘しているが、それは学生の職業構成からみても明らかであった。第3表で示したデータの他、昭和17年度に限っては、全学生の職業が判明する資料が残されている。昭和17年(1942)当時の学生数は合計195人であった。学生数全体に占める醤油工場職員の割合についてみると、ヤマサ醤油株式会社に限ると12.31%、醤油工場職員全体でみると21.03%であったことがわかる(第4表)。一方、他業種を含めてみると第5表のようになる。製造業が最も多いのは先に見た醤油工場職員が含まれているためであると考えられるが、商業、農業、公務員なども一定の割合で含まれていることがわかる。その詳細をみると、製造業では醤油醸造業の他に海産物製造や水産加工業が含まれ、商業では海産物

第3表 公正学院関係資料からみた公正学院生

番号	生年	生家家族員数	戸主と の関係	入学年	卒業年	退学年	退学理由	本籍地
1	大正12	10	次男	昭和15	昭和18			香取郡塙村
2	大正15	4	長男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
3	大正12	12	四男	昭和16編入	昭和18			現住所と同じ
4	大正15	9	次男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
5	大正13	5	長男	昭和15	昭和18			鈴子市本郷町
6	大正12	10	長男	昭和15	昭和18			海上郡豊浦村
7	大正15	7		昭和15	昭和18			現住所と同じ
8	大正14	8	長男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
9	大正16	11	長男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
10	大正12	4		昭和15	昭和18			現住所と同じ
11	大正13	9	長男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
12	大正14	4	次男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
13	大正13	5	長男	昭和15	昭和18			鈴子市田中町
14	大正13	2	長男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
15	大正15	6	長男	昭和15	昭和18			高山県城負郡野信村
16	大正15	9	次男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
17	大正13	5	長男	昭和16編入	昭和18			長野県北安曇郡常盤村
18	大正14	12	長男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
19	大正14	11	長男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
20	大正14	7	長男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
21	大正14	3	長男	昭和15	昭和18			鈴子市南信町
22	大正15	8	長男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
23	大正15	6	次男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
24	大正15	6	長男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
25	大正15	12	四男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
26	大正15	7	長男	昭和15	昭和18			鈴子市新光町
27	大正13	8	次男	昭和15	昭和18			現住所と同じ
28	大正6	六男	昭和17編入	昭和18				現住所と同じ
29	大正6		記載なし	昭和18				佐賀県西松浦郡大坪村
30	大正14	5	長男	昭和15		昭和18	一身上ノ都合	現住所と同じ
31	大正12	8	長男	昭和15		昭和18	家事ノ都合	佐賀縣佐賀市
32	大正14	6	長男	昭和15		昭和17	家事都合ノ為	所澤郡宇治村
33	大正10	3	次男	昭和16編入		昭和17	片召	現住所と同じ
34	大正14	7	長男	昭和15		昭和17	家事都合ノ為	現住所と同じ
35	大正13	12	次男	昭和15		昭和17	勤務關係上	鈴子市新神西町
36	大正15	11	三男	昭和15		昭和17	家事都合上	現住所と同じ
37	大正13	17	孫	昭和15		昭和17	南兵團印申ノ為	現住所と同じ
38	大正12	4	次男	昭和15		昭和17	家事ノ都合ニヨリ	現住所と同じ
39	大正14	10	長男	昭和15		昭和17	家事ノ都合上	現住所と同じ
40	大正12	4	次男	昭和16編入		昭和17	自薦候空乗務員 養成所に入所ノ為	現住所と同じ
41	大正15	7	長男	昭和15		昭和16	家事ノ都合	現住所と同じ
42	大正13	7	弟	昭和15		昭和16	家事ノ都合	現住所と同じ
43	大正13	8	長男	昭和15		昭和16	病氣ノ為	現住所と同じ
44	大正11	9	長男	昭和15		昭和16	病氣ノ為	現住所と同じ
45		5		昭和16編入		昭和16	病氣ノ為	現住所と同じ
46				昭和16編入		昭和16	家事ノ都合	現住所と同じ
47	大正12	9	次男	昭和15		昭和16	死亡	愛知県瀬戸市泉町
48	大正14	8	孫	昭和15		昭和16	家事ノ都合	現住所と同じ
49	大正14	4	長男	昭和15		昭和16	家事ノ都合	現住所と同じ
50	大正15	3	弟	昭和15		昭和16	家事ノ都合	現住所と同じ
51	大正14	6	本人	昭和15		昭和16	家事ノ都合	現住所と同じ
52	大正11		長男	昭和15		昭和16	家事ノ都合	現住所と同じ
53	大正14			昭和15		昭和16	家事ノ都合	現住所と同じ
54	大正14	五男		昭和15		昭和16	過借機習所入学	久慈郡中里村
55	大正11	長男	昭和15			昭和15	家事ノ都合	現住所と同じ
56	大正13	長男	昭和15			昭和15	病氣ノ為	現住所と同じ
57	大正13	長男	昭和15			昭和15	家事ノ都合	現住所と同じ
58	大正12	長男	昭和15			昭和15	病氣ノ為	現住所と同じ
59	大正12		明治15			昭和15	過借機習所入学	現住所と同じ
60	大正11	長男	昭和15			昭和15	死亡	現住所と同じ
61						昭和15	家事ノ都合	現住所と同じ
62	大正14	三男	昭和15			昭和15	家事ノ都合	現住所と同じ
63	大正13	三男	昭和15			昭和15	家事ノ都合	現住所と同じ
64	大正16	弟	昭和15			昭和15	家事ノ都合	現住所と同じ
65	大正15	長男	昭和15			昭和15	家事ノ都合	現住所と同じ
66	大正11	次男	昭和15			昭和15	病氣ノ為	現住所と同じ
67	大正12		昭和15			昭和15	家事ノ都合	宮城県宮城郡七郷村

(昭和15年度第一学年、昭和16年度第二学年、昭和17年度第三学年、昭和18年度第四学年に
関する学校資料、公正商業学校昭和18年度卒業式関係資料により作成)

1)空欄は記載なし。

2)「待機ノ希望」については昭和15、16年に退学したものについての記載がない。

3)■は判読不能な文字。

4)生家家族員数は現在家族員数とは異なる。

5)16の職業は公正商業学校昭和18年度卒業式関係資料から補足した。

現住所	在学中の職業	将来の希望	卒業後の進路	父兄の職業
銚子市末広町山山正油 会員会社	ヤマヤマ正油合資会社事 務見習	軍人	公用	農業
銚子市海原島町	銚子市役所財務課給仕	農業	銚子市職業輔導所	ヤマサ職工
銚子市清水町	市役所兵事課	軍人	日産自動車株式 会社	洋物錦絞商
銚子市外川町	ヤマサ工員	会社員	東京航空機製作所	農業
銚子市末広町山山正油 会員会社	ヤマヤマ正油店員見習	技術者	現職継続	錦織
銚子市栄町	水産会社従業員	販賣	現職継続	仲介
銚子市北小川町	ヒゲタ工員	技術	甲種運行予科鍾 園生志願	製材業
銚子市垣根町	第十一共精所(清川精板光 ■組合)	中央三出テネガ ノ為直接勤キタ イ	現職継続	精米業
銚子市高神西町	農業	農業	農業	農業
銚子市妙見町	市役所控務課勤人	公吏	現職継続	無
銚子市幸町	大蛇崎出合技術員	官吏	現職継続	ヤマサ工員
銚子市南町	新子合同運送株式会社給仕	商人	開拓	鮮魚商
銚子市豊吉町	農業	海外種販	販賣	漁港業
銚子市本城町	銚子市役所土木課給仕	技術(建築)	現職継続	漁業
銚子郡八日市場町	製糸業	商人	漁業	製造業
銚子市四日市場町	銚子ガス株式会社	会社員	職業訓練	農業
銚子市清川町	銚子醤油株式会社研究所	軍人	現職継続	画家
茨城県鹿島郡波崎町	農業	農業	農業	農業
銚子市余山町	ヤマサ醤油株式会社発電 所操作	農業	現職継続	農業
銚子市清水町	被粉用ロール製作業	実業家	大東亜戦争	被粉用エール製造業
銚子市東小川町	昭和銀行銚子支店	実業家	公用	被粉事務所事務員
銚子市外川町	ヤマサ醤油株式会社会計 課出納事務	実業家	飛行兵志願	漁夫
銚子市西小山町	農業	軍人	陸軍	農業
鹿島郡波崎町	ヒゲタ工員	現在ノ職業	東京物理学校	ヒゲタ従業員
鹿島郡波崎町	農業	軍人	職業訓練	農業
銚子市末広町	印刷業	大印刷店	海軍	印刷業
銚子市新生町	鉛真手伝	現代ノ職業	東京電機株式会社	鉛具商
銚子市南町	東京電機株式会社銚子出 張所事務員		現職継続	
銚子市新生町	公正會書記		現職継続	
銚子市小町	漁業用品商店組合会員	海軍人	飛行員	
銚子市正規野	銚子醤油株式会社	官吏	職業訓練	
鹿島郡波崎町	波崎町貿易課	大曾正	農業	
銚子市田中町	燃料前	実業家	被粉商	
銚子市若狭町	ヤマサ醤油株式会社	軍人	公吏(市役所)	
銚子市高神西町	銚子郵便局	官吏	農業	
銚子市竹町	農業		農業	
鹿島郡波崎町	ヤマサ醤油株式会社	軍人	農業	
銚子市前町	市役所福利課	官吏	秋田県	
銚子市菱崎町	農業	軍人	農業	
銚子市前宿町	銚子醤油研究所分析工	軍人		銚子醤油醸造工
鹿島郡波崎町	錠販商			漁業、錠販商
鹿島郡波崎町	ヤマサ醤油株式会社醸造 士			漁夫
銚子市高神東町	銚子ガス株式会社銚工部			ヒゲタ職工
銚子市四日市場町	ヤマサ醤油株式会社研究 所操作			公吏(市役所)
				漁夫
銚子市南町	煎餅製造業			煎餅製造業
鹿島郡南町	ヤマサ醤油株式会社			農業
鹿島郡波崎町	錠販商			漁業
鹿島郡波崎町	煎餅製造業			煎餅製造業
銚子市内瀬町	昭和銀行出納			無
銚子市内瀬町	ヤマサ工員			農業
鹿島郡波崎町	農業			農業
銚子市若宮町	使丁			使丁
銚子市不破町	極東新聞社			紹介業
銚子市赤塚町	ヤマサ醤油株式会社醸造 工			農業
銚子市白町				泡盛物販業
銚子市名塩町				ヤマサ職工
銚子市三崎町				農業
銚子市南小川町				工業
銚子市川口町				漁業
銚子市高神東町				簡潔
銚子市新生町				漁業
銚子市外川町				石材精算業
銚子市四日市場				農業
銚子市田中町				ヤマサ職工

商や藤表商等、銚子に特徴的な生業に従事している学生が含まれていることが指摘できる。

次に学生の通学圏を検討してみたい。第4図は第3表をもとに学生の現住所の分布を示したものである。入学者は67名おり³⁸⁾、住所の記載がないものや不明なものを除いた約60名分のデータであるが、ある程度の傾向を読みとることはできる。先に見た職業構成の多様性を反映して、地域的に

も銚子地域の広い範囲から学生が通学していたことがわかる。利根川対岸の波崎町からも7人の学生が通学しており、最も遠方から通学するのは匝瑳郡八日市場町在住の学生であった。

このような学生の属性からみても、銚子地域に

第4表 学生に占める醤油工場職員の割合（昭和17年度）

	人数(人)	割合(%)
ヤマサ工員	24	12.31
醤油工場工具 (ヤマサ・ヒゲタ・カラ)	41	21.03

（銚子市公正図書館所蔵の公正商業学校関係資料により作成）

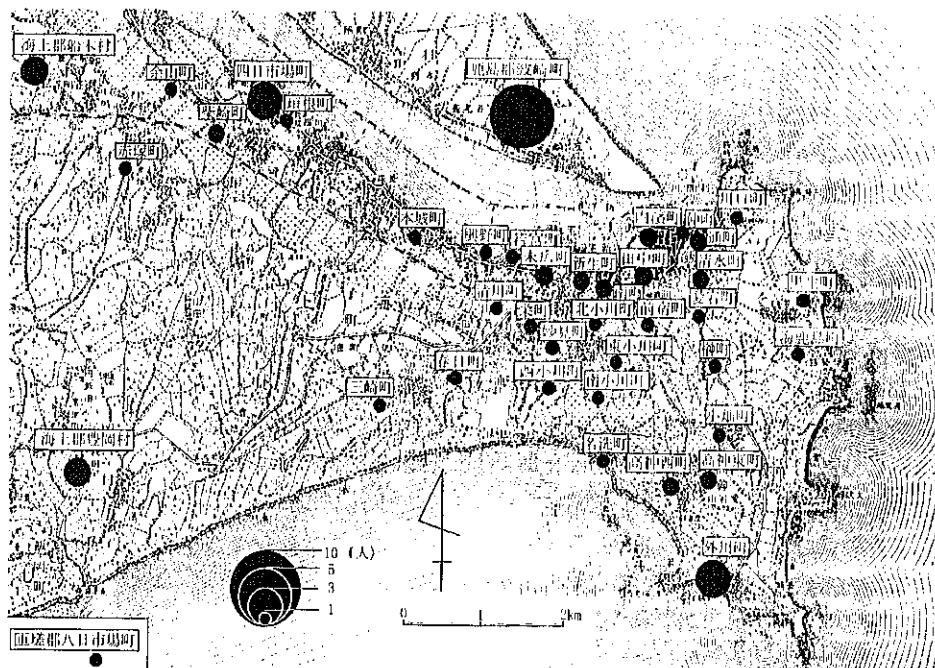
注) 小数点第三位を四捨五入した。

第5表 学生の職業別内訳（昭和17年度）

職業	人数(人)	割合(%)
商業	17	8.72
製造業	71	36.41
農業	27	13.85
公務員	20	10.26
団体	9	4.62
会社	8	4.10
その他	43	22.05

（銚子市公正図書館所蔵の公正商業学校関係資料により作成）

注) 小数点第三位を四捨五入した。



第4図 公正学院の学生居住地からみた通学圏

（明治39年発行5万分の1地形図「銚子」、銚子市公正図書館所蔵の公正学院関係史料により作成）

おける公正図書館の位置づけと同様、公正学院、公正商業学校もまた、銚子地域に密着した教育機関として機能していたということができる。

b. 学生生活

ここでは公正学院あるいは公正商業学校を卒業した数人の話者の話から、当時の学生生活について検討してみたい。昭和戦前期において尋常小学校を卒業後働く者は少なくはなく、さらに高等小学校を卒業後に働く者がほとんどであったと考えられる。

A（大正12年生まれ）は高等小学校を卒業後、昭和13年（1938）にヤマサ醤油株式会社に入社すると同時に公正学院への入学を希望した。当時Aが在住していた西銚子町では尋常小学校を卒業して働く者が約3割、高等小学校に進学する者が約7割、その他150人に4、5人の割合で中学校（旧制）に進学する者がいるという状況であった。当時の義務教育期間は尋常小学校における6年間であり、その後の就職率や進学率については銚子地域の中でも地域差があったようである³⁹⁾。BによればBが在住していた高神村では尋常小学校を卒業後働き始めるのは約5割、高等小学校に進学するものが約5割いた。高等小学校における2年間の在学期間の中でやめていく者も多く、卒業時には入学者の6、7割が卒業できるという状況であった。

公正学院に関しても、卒業者数は入学者数よりも減少しているのが実状であった。「昼働いて、夜学ぶっていうことは、つらい。耐えられないでやめていく者もあるし、いろいろな誘惑もある」、「誘惑っていうのは、例えば私どもはヤマサに日給35銭ではいったんだよね。それで公正学院に入ったんだけど、東京行くと（日給）1円何十銭になるからね。東京の軍需工場のようなところへ行くと。だからそういうところへ、（公正学院を）途中でやめて行った人もいる」。第3表をみると、入学当時、1学年は60余名であったが、その内卒業したものは約半数であったことがわかる。その理由は様々であり、特に「家事の都合」というも

のが多かった⁴⁰⁾。

公正学院では夜間に授業が行われたため、通学時の苦労話がしばしば聞かれた。ヤマサ醤油株式会社に勤めたAによれば、ヤマサでは仕事が16時頃終了したが、その他の職場では17時頃仕事を終え、17時30分から授業が始まった。1科目は約50分間であり、21時30分頃までの間に4科目の授業が行われた。同級生の中には、授業が終わってから銚子の最も西部に位置する芦崎の自宅まで、自転車で帰った者もあった。高神村から通っていたBは通学の様子を次のように語っている。「私たち、銚子電鉄で通いましたがね、授業が、4時間が長引くとね、電車がなくなっちゃうんですよ。そうすると、歩って通わなくちゃなんねえし。5キロぐらいあるんですよ」「電車がね、中ノ町の駅を出発しちゃった後にね、こっちで駆け足で行くんですがね、観音駅まで電車追っかけてぶら下がったりしたことが何回もありますよ」。

このような状況の中で、学生達は楽しみを見出しつつ、公正学院に通った。「苦しいだけだったら（学院に）来ないやね。やっぱり、集まってるんなことをしゃべっているのが楽しいっていうのがあった」、「若いときだから、いろんな楽しみがありますよね。もう友達と顔合わせたらおしゃべりますしたり」。学生達は、職業をもって学ぶ者同士の苦労を共有した。

聞きとりによれば、授業内容にヤマサ醤油株式会社は干渉していないかったようである。教師は旧制中学校、銚子商業学校の教師7割、東京から招かれた教師3割によって構成されていた。

c. 卒業生の進路とその後の人生

公正学院から公正商業学校へと続く、銚子におけるこの時期の子弟教育は、開校年数に制約されて人数こそ少ないが、銚子地域における人材育成に寄与したと、これまで指摘されてきた。公正学院の初代院長であった外岡松五郎の回顧によれば、公正学院の卒業生は後に、ヤマサ醤油株式会社における有能な社員、さらに職長⁴¹⁾になった者も少なくなかった。

Aによれば、ヤマサに入社した同期生は30人であったが、その内学院へ入学した者が5、6人おり、全員が卒業した。公正学院を卒業した後、工場では職長、社員では役職者、主任、課長になった者もいた。A自身も卒業後に昇格した。一般市民としては、市役所で活躍する人材が数多く輩出された⁴²⁾。公正商業学校になってからの第1期から第5期までの卒業生の中には、後に市役所の収入役になった人材が3人含まれていた。

第6表は上記の話者達が属した、公正商業学校第一回生の在学中の職業と卒業後の職業を比較したものである⁴³⁾。これをみると、在学中の職業を継続しているものが13人と最も多い中で、その全てが卒業後、昇格していることがわかる。さらに、卒業後上級学校へ進学するものや転職するものがみられた。その内訳を示せば第5図のようになる。公正学院が公正商業学校となり、学生達は甲種実業学校卒業と同一資格を得ることができるようになったこととも相まって、卒業生は銚子地域における各界の中堅層をなす人材として期待されたことが窺える。同時にそのことは、銚子地域に暮らす人々の人生に対して公正会が与えた影響は決して小さいものではなかったことを意味している。次に挙げる2人の事例は、そのことを裏付けている。

C(大正15年生まれ)は高等小学校の教師の助言を受けて、高等小学校卒業後の昭和15年(1940)、公正学院に入学した。実家は外川にあり漁家であったが、船持ちではなかったので、高等学校卒業後ヤマサ醤油株式会社に勤めた⁴⁴⁾。高等小学校の1学級は40から50人であり、その内ヤマサ醤油株式会社とヒゲタ醤油株式会社にはそれぞれ5、6人が就職した。当時の銚子地域において1000人以上雇用している企業はその2社のみであった。ヤマサ醤油株式会社が従業員の食事を3食用意してくれたことは、Cにとって労働環境として魅力的な条件であったという。Cは工場での勤務を16時30分頃終え、17時から20時30分、あるいは21時まで公正学院で学び、自転車で外川に帰るという日々を4年間送った。Cは公正商業学校

第6表 公正商業学校第一回卒業生の在学中の職業と卒業後の職業

番号	在学中の職業	卒業後の職業
1	公正會雇員	
2	市役所	市役所◎
3	セメント瓦工業組合	
4	ヒゲタ工員	寶醤油◎ 華北交通株式會社北京建設事務所
5	雑貨商	
6	農業	農業
7	ヤマサ工員	巢鴨高商(海軍入營)
8	ヤマサ工員	ヤマサ醤油◎(入營)
9	僧侶	華北交通
10	種苗商	種苗販売・清水国民学校助教
11	農業	農業
12	ヤマサ工員	ヤマサ醤油◎
13	農業	銚子税務署
14	簾表商	家事手伝
15	農業	専修大学予科(法政大学)
16	大工	建築業
17	市役所	市役所◎
18	銚子倉庫	三菱本社(夜・日本大学法科入学)
19	ヤマサ工員	ヤマサ醤油◎(應召)
20	職業指導所	職業指導所◎
21	農業	農業(入營)
22	農業	農業
23	農業	農業
24	商工會議所	商工經濟會◎
25	市役所	市役所◎
26	ヤマサ工員	ヤマサ醤油◎
27	公正會雇人	公正會◎
28	公正會雇人	公用
29	書籍店員	書物商
30	青物商	陸軍建築技術員養成所
31	左官職	予備校
32	佃煮製造業	ヤマサ醤油◎
33	ヤマサ工員	三菱重工業東京機器製作所
34	銀行員	應召
35	市役所	缶詰検査所
36	缶詰検査所	華北交通(入營)
37	ヤマサ工員	

(卒業後の進路は「公正」により作成。在学中の職業は銚子市公正圖書館所蔵の公正商業学校関係史料により作成)

- 1) ◎は職業継続昇格。
- 2) 在学中の職業名と卒業後の職業名は、ほぼ同義であると思われるものも含まれるが、ここではそれぞれの資料に則って、職業名を記した。

を卒業後、ヤマサ醤油株式会社における勤務を継続し、戦時中召集された後、ヤマサ醤油株式会社を退職し、県職員となった。

D（昭和2年生まれ）は、尋常小学校に6年、高等科に2年通った後、1年間の病気療養を経て、昭和18年（1943）に公正商業学校に入学した。父親は建築職人であった。当時建築職人の手間賃が良かったこともあり、Dは家業を継ぐことを奨められた。公正商業学校に入学することを反対される状況の中、Dはヤマサ醤油株式会社に入社すると同時に学校に入学した。

最初の1年は製樽工場で働き始めたが、1年生の1学期が終了した頃、「夜学に通うんだったら事務職（のほうがよい）」という当時の工場長の配慮で、Dは事務職に転属した。Dは図書館にもしばしば通い、時には開館前に門が開くまで待っていたこともあった。

当時における中学校への進学率の低さを背景として、優秀な人でも中学校に進学できない場合が多くあった。その人材を育て、社会に出したのは公正学院、公正商業学校であり、それらはいわば優秀な人材を社会に送り出す一つの架け橋になっていたと、Dは当時を振り返っている。

Dは昭和20年（1945）8月にヤマサ醤油株式会社を退社した後、昭和22年（1947）3月に公正商業学校を卒業するまで、家業を手伝いながら学校

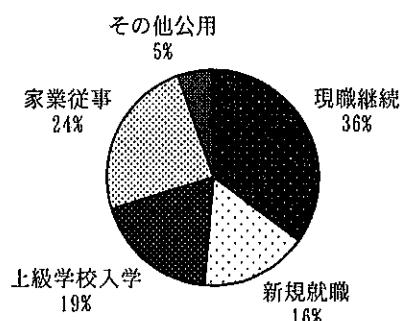
に通った。卒業後、Dは銚子の代用教員となり、2年間働いた。月給は610円であった⁴⁵⁾。

その後、教育制度の改正に伴い、新制千葉大学が学生を募集したが、その受験資格は新制高等学校卒業者に限られていたため、公正商業学校を卒業したDには受験資格が与えられなかった。しかしDは、現在のいわゆる大学検定試験の第一回が認定資格試験という名称で実施されるということを偶然新聞の小さな記事で見つけ、代用教員をしながら勉強し、この試験を受けて合格した。さらにDは千葉大学に合格し、家庭教師をして授業料は自分で納めながら4年間の大学生活を送った。高等小学校卒業後、公正商業学校を経たことで、中等学校卒業と同等の資格が得られ、代用教員を務め、さらには認定資格試験を受けることができたDの事例はまさに、公正商業学校が大学進学への架け橋となった好事例であるということができよう。

Dは千葉大学を卒業した後、銚子に戻り、昭和28年（1953）から昭和48年（1973）までの約20年間、主に銚子市立小学校の教師を歴任し、銚子市教育委員も務めた。昭和51年（1976）から昭和63年（1988）までの約10余年は3つの小学校の校長を務めた。Dは現在でも、公正商業学校で学んだことが、人生の転機となり、またその後の土台となったと考えている。

以上、CとDの事例をみると、昭和戦前期において、例えば漁業や建築業を主たる生業とする家の子弟がヤマサ醤油株式会社の社員を経て、県職員や教員、後には銚子市の教育委員や校長を務める人材となっていく過程を読みとくことができる。そして、その過程の重要な条件として、公正学院あるいは公正商業学校の果たした役割が無視できないものであった。

第3表から、学生の在学中の職業、将来の希望、卒業後の進路および父兄の職業を比較することができる。戦時中であったことを背景として、将来の希望に軍人を挙げている学生が多いことを考慮しなければならないが、父兄と同じ職業を希望しているものは4名のみであった。その内、卒



第5図 卒業生就職状況調—昭和18年5月17日
現在—
（『公正』により作成）

業後実際に父兄と同じ職業についたものは2名にすぎなかった。概して父兄の職業がいわゆる第一次産業が多数を占めていることに対して、学生の在学中の職業、卒業後の職業は市役所職員や教員、醤油会社の研究所、銀行員、ガス会社や電気会社など、銚子が近代化していく過程で新たに登場したり、要請が高まった職業に従事していることがわかる。第3表中、戸主との関係をみると、長男が占める割合が高いことから、公正学院という限られた範囲の状況ではあるが、この頃には明治末から大正期の銚子における近代化を反映して、世代別の就業構造に明らかな変化を見て取ることができる。

V むすびにかえて —地域における公正会の意義—

ここでは公正会が設立され、事業を展開した時期の時代背景や地域全体の動向に視野を広げ、銚子地域やその時代における公正会の位置づけを確認することを通して、公正会を地域の問題として捉え直してみたい。

第7表は銚子の近代化に関わる項目を、都市基盤整備、企業の設立、ヤマサ醤油の動向、教育施設の設立という4項目に分けて年表にしたものである。この年表から、まず公正会設立の実質的な母体となったヤマサ醤油の動向について見てみよう。

ヤマサ醤油が設備の近代化を進めたのは、「ジガミサ」印の古田庄右衛門家を買収してからのことである。「ジガミサ」の買収は、濱口橋洞が十代目儀兵衛として先代から経営を引き継いだ直後に行われた。橋洞が社長であった時期は、明治26年（1893）から昭和18年（1943）で、ヤマサ醤油が、新たな製造技術の導入や新工場の建設を行った時期である。この頃のヤマサ醤油の新たな動向として、まず醤油研究所の設立が挙げられる。同研究所は、ヒゲタ醤油・ヤマジュウ醤油との共同出資によって明治34年（1901）に設立されたもので、科学的な醸造技術の開発を行った⁴⁶⁾。

製造工程に関する新技術の導入としては、相次いで近代工場の建設が挙げられる。近代的な工場の建設は、大正4年（1915）頃から昭和8年（1933）頃にかけて集中していた⁴⁷⁾。

この時期ヤマサ醤油は、社会情勢の変化をうけた増産計画に基づき、煉瓦造りや鉄筋コンクリート造りの麹室や仕込蔵などを新築し、水圧機や原料処理装置、製樽機といった機械を導入した。また大正9年（1920）には新技術に対応できる製樽技工を養成するため、樽工養成所の設置も行った。ヤマサ醤油は、大正13年（1924）に本社と研究所を現在地に新築し、当初の増産計画を終えた。明治後期から大正期における設備の近代化を受け、昭和3年（1928）にヤマサ醤油株式会社として株式会社組織に移行した⁴⁸⁾。こうして濱口橋洞の經營によるヤマサ醤油は、それまで銚子における在来産業の一つであった醤油醸造業を、近代的な設備を持った銚子の基幹産業の一つに発達させた。

橋洞がヤマサ醤油の社長を務めた時代は、銚子経済界全体を見ても社会資本整備や企業の勃興が顕著であった時期といえる。まず、都市生活を支持する社会資本として明治43年（1910）に銚子電燈株式会社が、大正2年（1913）に銚子瓦斯株式会社がそれぞれ設立された。銚子電燈株式会社・銚子瓦斯株式会社とも、出資者は不明であるが、昭和11年（1936）の銚子瓦斯株式会社の役員を見ると、取締役社長に銚子醤油合資会社の濱口吉兵衛、常務取締役に酒造業の石上新藤、取締役に銚子倉庫株式会社社長の高橋順五郎、監査役に肥料商の大里庄治郎と薬種商の郷長治郎といった銚子の有力商人らが名を連ねている。市民生活に欠かせないエネルギー供給も、こうした地域の資本家の出資によって整備されたものと推測される。また、銚子の水産業を支える銚子漁港も大正14年（1925）に修築事業が着工され、水産業の近代化が図られた。この銚子漁港修築事業には銚子醤油合資会社の濱口吉兵衛らの出資なども一定の役割を果たしていた⁴⁹⁾。

交通機関の整備としては、利根川水運を担う銚

第7表 近現代の銚子地域における主要都市基盤整備と企業活動

年次	都市基盤整備	企業等の設立	ヤマサ醤油の動向
明治 5 (1872)年	和田川船溜改修		
野尻・銚子興野郵便局開設			
明治 7 (1874)年	大吠埼燈台建設		
明治14 (1881)年		銚子汽船株式会社創立	浜口梧洞(十代目儀兵衛)誕生
明治18 (1885)年		曉鶴館創立	
明治20 (1887)年		(ヒグダ消防組創立)	
明治21 (1888)年		本銚子町漁業組合創立	
明治22 (1889)年	銚子郵便局開設		
明治26 (1893)年		川崎銀行銚子支店開業	梧洞、經營に參加 「シガミサ」買収
明治27 (1894)年			乾蔵増築、函館支店開設
明治29 (1896)年			ヤマサ消防組四組創立
明治30 (1897)年	總武鉄道開通 (佐倉成東間、成東銚子間)	海上郡農会設立	
明治32 (1899)年		株式会社銚子銀行創立	九代目浜口儀兵衛、隠居
明治33 (1900)年	銚子新生間貨物線開通	川崎貯蓄銀行銚子支店開業	
明治34 (1901)年		海上郡漁業組合創立	
明治35 (1902)年	外川・飯沼・松岸郵便局開設		
明治37 (1904)年	諸持郵便局開設		
明治40 (1907)年	本銚子北郵便局開設	豊國銀行銚子支店開業 (穀粉製造業繁盛)	
明治41 (1908)年	銚子無線電信局開設		
明治42 (1909)年	川口無線電信設置		
明治43 (1910)年	銚子電燈会社設立		
明治44 (1911)年		恩賜財團済生会病院開設	
大正 2 (1913)年	銚子瓦斯会社設立	銚子町消防組創立	
大正 3 (1914)年	銚子遊覧鉄道開通	銚子倉庫株式会社設立	
大正 4 (1915)年		高神村消防組創立	
大正 5 (1916)年			
大正 7 (1918)年			
大正 8 (1919)年			
大正 9 (1920)年			
大正12 (1923)年		千葉県水産株式会社創立	西六ノ蔵を増設
大正13 (1924)年	銚子漁港修築工事着工	千葉県水産会社、魚市場を買収	本店・研究所落成
大正14 (1925)年		銚子地方公設消防組設置	第三工場敷地買収、着工
昭和 1 (1926)年	大利根飛行場開設		第三工場一ノ蔵竣工
昭和 5 (1930)年	(銚子佐原間定期旅客営業)		第三工場二ノ蔵着工
昭和 6 (1931)年			
昭和 7 (1932)年	成田線全通		第三工場二ノ蔵竣工
昭和 8 (1933)年	(市制施行(銚子町・本銚子町 ・西銚子町・豊浦村))	銚子漁港魚市場完成	第三工場三ノ蔵竣工
昭和12 (1937)年	(高神村・海上村銚子市編入)	魚市場営業開始	
昭和13 (1938)年	水道工事一部完成、給水開始		
昭和14 (1939)年	銚子本城郵便局開設		
昭和16 (1941)年	水道工事(第一期)完成		
昭和18 (1943)年	銚子漁港修築工事竣工	千葉県水産業会創立	
昭和19 (1944)年		内浜魚市場開設	
昭和20 (1945)年	(全市の35.4%を戦災で焼失)	梧洞、社長から取締役会長へ	
昭和22 (1947)年	漁業無線局設置	子葉県水産業会、魚市場営業を継承	
昭和23 (1948)年	外川漁港改修工事着手	第一工場・河岸原料庫、戦災で焼失	
昭和24 (1949)年	利根川河口導流堤工事着手	消防署設置	
昭和25 (1950)年	外川漁港改修工事竣工	漁業協同組合、市場開設	

(『銚子市史』、『ヤマサ醤油店史』より作成)

子汽船株式会社が最初の近代交通機関として明治14年（1881）に設立された。陸上交通では明治30年（1897）に総武鉄道が開通し⁵⁰⁾、これが銚子における最初の鉄道となった。交通機関の整備に伴って東京方面と人の往来が容易になったことは、観光事業の面でも銚子に変化をもたらした。大正元年（1912）には銚子醤油株式会社の濱口吉右衛門・濱口吉兵衛・田中玄蕃らの出資によって銚子遊覧鉄道株式会社が設立され、翌年銚子の市街地と犬吠方面を結ぶ銚子遊覧鉄道が開通した。この銚子遊覧鉄道は開業後まもなく、同じく銚子醤油株式会社関係者らの出資によって明治18年（1885）に犬吠付近に立地していた旅館暁雞館と経営を統合し、犬吠方面への観光客誘致をおこなった⁵¹⁾。また、銚子における通信手段の整備は、官営郵便制度が実施された明治5年（1872）に、野尻郵便局と銚子荒野郵便局⁵²⁾が設置されたことに端を発し、明治後期に集中して行われた。このような社会資本整備の進行に伴った銚子商工業の発展は、同時期に金融機関が相次いで銚子に立地したことにもみてとれる。

公正会はこのような時代背景の中で設立されたことが確認される（第8表）。これまで近代化過程としてしばしば議論となる論点は、企業の勃興やインフラストラクチャーの整備等、いわゆる経済活動に関わる諸側面が中心であったように思われる。そのため、ヤマサ醤油株式会社が地域に果たした役割として、第一にその経済的側面が強調される一方、文化的側面に及ぼした影響にまでは言及されることは少なかったように思われる。

しかし、公正会の事業展開や公正会を通して教育機会を得た人々の具体像の一端をみると、公正会が広義の人材育成を実現することに寄与していたことが窺われた。公正会館において「建設講座」を聽講した大工によって新しい建築様式が取り入れられたり、銚子地域に暮らす人々の読書傾向に変化がみられたり、「生活合理化同盟会」が結成され、その中心が公正会関係者であったという指摘もある⁵³⁾。

公正会はヤマサ醤油株式会社の直接的な投資に

よって設立されながらも、企業の経済活動とは異なる範疇で事業を展開したといえるが、その活動は銚子における文化的活動や人材育成の担い手となり得た点で、結果的に近代の銚子を形づくる素地を用意したと解釈することもできよう。誤解を恐れずにいえば、地域に密着した在来型の企業が

第8表 近現代の銚子地域における教育施設の設立

年次	
明治6（1873）年	小学第一校創立（奥與野・若宮校） 第一大区第三十番中学校官立小学校第四校開校 (現明神・清水・飯沼校)
明治9（1876）年	垣根小学校（現海上小学校）、松木校（現本城小学校）、追田校（現春日小学校）、 高神小学校創立
明治15（1882）年	東郷文・西郷文小学校、松木校より分離し創立 追田校を時習小学校と改称
明治19（1886）年	西郷文小学校を振替小学校と改称
明治20（1887）年	與野小学校・與野尋常小学校となり、高寺小学校併設
明治22（1889）年	追田・三崎小学校を併合して追養小学校と称し独立 現振替小学校、海上尋常小学校と改称
明治30（1897）年	今宿小学校を廃し、與野小学校に合併。與野字東芝 に移転
明治33（1900）年	銚子中学校開校
明治34（1901）年	県立工業種智學校設置 銚子中学校、県立に移管
	郡立銚子技芸學校創立
	海上尋常小学校、高等科を設置。海上尋常高等小學校 と改称
明治35（1902）年	与野小学校併設高等小学校、銚子町立銚子高等小学校 となる
明治36（1903）年	高持尋常小学校廃止
明治38（1905）年	県立銚子中学校廃止
明治39（1906）年	県立銚子中学校を廃校し、銚子町外二町五ヶ村組合立 市立設置
明治40（1907）年	県立銚子商業學校設立認可
明治42（1909）年	県立銚子商業學校開校
	県立銚子商業學校を県立銚子技術學校と改称
明治43（1910）年	私立銚子幼稚園開園
明治44（1911）年	県立銚子接芸學校を廃止し、県立銚子実科高等女學校設置
大正3（1914）年	小畠小学校、高神尋常高等小学校と合併 現院小学校卯安南校を合併し、本町字学校第一、第二部 と称す。振替小学校、西銚子尋常高等小学校と改称
大正9（1920）年	本町字実科女学校を銚子高等女學校と改称
大正10（1921）年	本町字尋常高等小学校 清水台に第三部を設置
大正12（1923）年	銚子高等女學校、県に移管
大正13（1924）年	財團法人公正会館設立
昭和5（1930）年	私立銚子保育園開園
昭和7（1932）年	本町字尋常高等小学校、植松町高吉に第西部（分校）創立 私立昭和保育園開園
昭和9（1934）年	私立増設植物學院創立
昭和11（1936）年	中央扶輪高等女學校、高等科を分離し、銚子市立高等小學 校設置。私立外川保育園開園
昭和12（1937）年	市立銚子中學校設立
昭和15（1940）年	歐洲実科女學校、歐洲実科高等女學校と改称
昭和16（1941）年	国民学校令。小学校を国民学校と改称 私立朝日洋裁學院創立
昭和17（1942）年	歐洲女學校、市立高等女學校と改称
昭和18（1943）年	中央國民學校第三部を若宮國民學校となし、東國民學校一 二部を削減、三部を清水、四部を明神の各國民學校とする
昭和19（1944）年	県立銚子工業學校、面葉校に新設
昭和22（1947）年	学制。第一から第五に至る五中學校開校。國民學校を小學 校と改称。西川服裝學院創立
昭和23（1948）年	中女學校、高等學校となる 私立銚子文化服裝學院創立
	私立銚子レスメーカー女學院創立
昭和24（1949）年	市立高等女學校、市立第二高等學校と改称
昭和25（1950）年	私立めぐみ幼稚園開園 私立平山洋裁教室、市立第一保育所創立 県立女子高校、県立商業校と合併、県立銚子高校となる （『銚子市史』より作成）

いわゆる地域のハード面の整備のみならず、ソフト面の整備に寄与したという点で、公正会は銚子の近代化を理解するうえでの1つの論点となりうるということもできよう。

本報告では公正会館における講演会などについての具体的な検討ができなかった。広義の社会教育という場合、地域の老若男女が対象であったと考えられる公正会館における講演会などについての検討は不可欠であると思われる。また、本報告での分析対象時期には戦時期も含まれていたが、その様々な影響をふまえた分析は不十分であったといわざるを得ない。さらに、公正会とほぼ同時に設立された野田における醤油醸造業を母体とした興風会と称する社会教育団体を比較検討することは、銚子の地域的特徴を一層明確にするためには重要であると思われる⁵⁴⁾。以上は今後の課題としたい。

付 記

本稿作成にあたり、石上宗平氏、岡田勝太郎氏、黒田源之助氏、駒崎信一氏、白土武司氏、菅谷照雄氏、高橋なつ氏、高根一二三氏、竹内ふみ子氏、田村総一郎氏、野中武男氏の皆様には種々の御教示をいただき、資料の閲覧・複製の御許可をいただきました（五十音順）。永澤謹吾先生には調査の全般にわたり、一方ならぬ御協力と御助言をいただきました。銚子市公正図書館の皆様には公正会関係文書の閲覧の御許可並びに資料整理の便宜を図っていただきました。千葉県立中央図書館、千葉県流山市立中央図書館においては関連文献および史料を閲覧させていただきました。また、手打明敏先生（筑波大学教育学系）には社会教育および公正会に関する御助言をいただきました。記してお礼申し上げます。

注および参考文献

- 1) 公正会館は昭和23年（1948）に市に寄贈され、「公正市民館」と改称され、公民館機能を担った。平成13年（2001）11月、小畑新田町に新たな市民センターが建設され、公民館機能は移転したが、建物本体は歴史的な価値のある建造物として保存される予定である。

（<http://www.choshikanko.com/100sen/data/0031.html>）

- 2) 人物に対する敬称は省略させていただいた。以下同様。
- 3) 公正とは私事を捨て、大衆を基とし最も公平に正しく運営していくという意図を示したものであった。銚子市公正市民館（1953）：『公民館のあらまし』、銚子市公正市民館、2ページ。
- 4) ①手打明敏（1980）：銚子「公正会」に関する研究ノート、千葉県社會事業研究3, 8~24。②同（1981）：大正末・昭和初期における民間社会教育事業に関する考察－千葉県銚子地域における「公正会」の社会教育事業について－、淑徳大学研究紀要15, 33~48。③同（1981）：大正末・昭和初期千葉県下の社会教育団体の研究－「公正会」と「興風会」をめぐって－、日本社会教育学会年報編集委員会編『地方社会教育史の研究－日本の社会教育第5集－』、東洋館出版社、146~157。
- 5) 日本社会教育学会年報編集委員会編（1981）：『地方社会教育史の研究－日本の社会教育第5集－』、東洋館出版社、14ページ。
- 6) 千葉徳爾（1957）：企業者精神の地域的形成－岡谷の場合－、信州大学教育学部紀要7, 27~39。
- 7) 村上淳子（1998）：銚子の女学生－千葉県立銚子高等女学校同窓会誌「河畔」をもとに－、歴史地理学調査報告8, 119~129。
- 8) 外岡松五郎（1970）：『銚子回顧 私の第二の故郷』、信太書店、39ページ。
- 9) 銚子市編（1983）：『続銚子市史Ⅰ昭和前期』、305ページ。
- 10) 前掲4), ②34ページ。
- 11) 前掲8), 46ページの写真をもとに聞き取り調査を実施したが、写真に掲載されている12名の内、公正市民館の職員と教師は役員構成員には含まれていないため、理事会役員数は10名である可能性もある。
- 12) 前掲8), 39~40。
- 13) 2003年現在は、道路拡張によって、その前庭は消滅し、建物が残るのみである。
- 14) 前掲9), 305~306。
- 15) 碇井正久編著（1970）：『社会教育』、第一法規出版、75ページ。
- 16) 千葉県教育會編（1979）：『千葉県教育史卷五』、青史社、410~466。
- 17) 前掲4), ②。
- 18) 銚子市編（1983）：『続銚子市史Ⅱ昭和後期』、銚子市、606ページ。
- 19) 公正會タイムス第二號（昭和7年3月15日発行）。
- 20) 旧制中学校の展開に関しては、第45回歴史地理学

- 会大会において浮田が「明治期～昭和戦前期における旧制中学校の立地－マルティ・スケールで見た－」というタイトルで報告している。
- 21) 財團法人千葉県史料研究財団 (2002) :『千葉県の歴史通史編－近現代 1』, 千葉県, 774～783。
 - 22) 銚子市史編纂委員会編 (1956) :『銚子市史』, 690 ページ。
 - 23) 前掲 7), 120ページ。
 - 24) 浜口醸造部夜学校については、金子養正 (1999) :『企業定着教育としての青年訓練－私立ヤマサ青年訓練所の教育訓練を通して－』, 林 玲子・天野雅敏『東と西の醤油史』, 吉川弘文館, 174～189, に詳しい。
 - 25) 前掲16), 852～862。
 - 26) 前掲 9), 306～307。
 - 27) 財團法人公正會『四月から六月までの公正會事業報告』, (昭和12年度)。
 - 28) 財團法人公正會『公正會事業報告』(昭和13年度)。
 - 29) 前掲28)。
 - 30) 前掲28)。
 - 31) 前掲18), 607ページ。
 - 32) 公正會タイムス第四號 (昭和 7 年 5 月 15 日)。
 - 33) 前掲27)。
 - 34) 公正會の運営は、濱口儀兵衛が投資した30万円をもとに、その利子によって運営されていた。ヤマサ醤油株式会社が直接事業内容を指示することはなかったが、公正會の事業内容は、公正會主事からヤマサ醤油株式会社の經理部長に逐一報告された。
 - 35) 公正學院当時のカリキュラムや教員の顔ぶれなどについては前掲 4), ②に詳しい。
 - 36) 学生に関する資料は主に、昭和17年、18年に集中しているため、公正商業学校当時の復原に限らざるを得なかった。公正學院当時の学生像については、『公正會タイムス』に散見される。
 - 37) 千葉県教育百年史編さん委員会編 (1974) :『千葉県教育百年史第二巻』, 387ページ。
 - 38) 一部編入者、入学年の記載がないものも含む。
 - 39) 聞き取りによれば、旧制中学校への進学率が高い地域は銚子町であり、低い地域は西銚子町、本銚子町などであった。
 - 40) 聞き取り調査によれば、家業の都合で学院を辞めたものはそれほど多くはなかったということから、退学理由は実態を反映していない可能性も否定できない。
 - 41) 職長は100人程度の社員をまとめる役職であった。
 - 42) 前掲 8), 47～49。
 - 43) 公正学院時代における卒業生の進路については、手打 (1981) が報告している。前掲 4), ② 41ページ。
 - 44) 外川では、尋常小学校の 6 年間の義務教育を終えてすぐに船方になる者は比較的多かった。
 - 45) 当時の米価は 1 升当たり 150～200 円であったことを考えると、1 カ月働いて得られる給料で約 3 升の米が買える程度であった。岡田勝太郎氏からの御教示による。
 - 46) この醤油研究所は大正 4 年 (1925) にヤマサ醤油の独立経営となった。
 - 47) 梶洞は、明治27年 (1894) から北海道での事業拡大を試みていたが、明治39年 (1906) にこの事業に失敗し、一時ヤマサ醤油の経営を浜口吉右衛門に譲り自身は引退した。梶洞は、吉右衛門の死後大正 3 年 (1914) に経営に復帰した。この期間のヤマサ醤油は、浜口合名会社によって運営された。
 - 48) ヤマサ醤油株式会社編 (1977) :『ヤマサ醤油店史』, 185ページ。
 - 49) 銚子漁港の整備については本報告書の山下琢巳による報告に詳しい。
 - 50) 明治27年 (1894) に市川佐倉間が開通し、その後、明治30年 (1897) に佐倉成東間と成東銚子間が段階的に開通した。明治40年 (1907) の鉄道国有法により国有化され、総武本線となる。
 - 51) 高橋珠州彦 (2002) :観光拠点としての「犬吠」の形成と開発資本の動向、歴史地理学調査報告10, 55～69。
 - 52) 明治40年 (1907) に銚子郵便局と改称。
 - 53) 前掲 4), ②43～46。
 - 54) 野田における社会教育に関しては、野田市郷土博物館 (1999) :『野田文化の芽ばえ明治から昭和中期の社会教育史』, 野田市郷土博物館, を参照。